

☆☆☆事業内容☆☆☆

- ◎心身障害児者援護事業
- ◎障害児者の支援活動に対する助成
- ◎女性の自立生活支援事業
- ◎社会福祉推進事業
- ◎ボランティア育成事業
- ◎福祉活動奨励賞の贈呈
- ◎災害義援金などの受け付け など

これらの事業は、皆さまから寄せられた温かい善意の寄付金で運営されております。これからも一人でも多くの方々に善意のぬくもりが伝わるよう福祉の充実に貢献してまいります。なお、寄付金は当事業団事務局（福島民友新聞社内）のほか、福島民友新聞社の支社・支局でも受け付けます。

銀行振込口座

東邦銀行本店営業部
普通口座 2852981
公益財団法人 福島民友愛の事業団
理事長 中川 俊哉

（寄付金控除などについて）

当事業団は、福島県知事より「公益財団法人」としての認定を受け、2013（平成25）年4月1日付で法人登記しました。当事業団への寄付金には、特定公益増進法人への寄付金に対する税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）の控除、法人税（法人）の特別損金算入の対象となります。

◆制度概要

（個人様の寄付）

その年の、特定公益増進法人等に対して行った寄付合計額のうち2,000円を超える金額が、総所得金額から控除されます。

寄付金額 - 2,000円 = 所得控除額

↑
総所得金額等の40%相当額が限度

（法人様の寄付）

特定公益増進法人に対する寄付金は、一般の寄付金とは別枠で、特別損金算入限度額が定められており、支出した寄付金の額のうち、一定の方法により計算した限度額に達するまでの金額が、損金の額に算入されます。

※税制改正は、毎年のように行われており、適用関係は変更になる場合がございます。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。



社会福祉はみんなの力で

公益財団法人
福島民友愛の事業団

〒960-8063 福島市柳町4-29（福島民友新聞社内）
☎024-523-1191（代） E-mail: jigyodan@minyu.jp